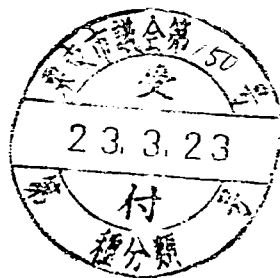


意見書案第48号



国保の広域化に関する意見書

上記、議案書を別紙のとおり提出します

平成23年 3月23日

栗東市議会

議長 高野正勝様

提出者 栗東市議会議員

國松清太郎 (Seal)

賛成者 栗東市議会議員

太田浩美 (Seal)

大西 躰子 (Seal)

国保の広域化に関する意見書（案）

国保会計の困難さは、1970年代には60%近くあった国庫負担が、近年24%程度にまで削減されたために保険料が高額になり、そのことで未収額も増えています。

国保の運営主体を都道府県とする「国保の広域化」は、現在行なわれている市町村の一般財源からの繰り入れができなくなり、市町村ごとに額が定められていた保険料が均一化され、歯止めのない保険料の上昇を招きます。また、広域化によって住民や被保険者や地元の意向が反映されなくなり、市町村単独での事業も廃止されることとなります。

毎日新聞では、47都道府県に「国保の広域化」についてアンケートで賛否を聞いたところ、6割を超す29都道府県が「反対」と答えたと報じています。また、賛否を問わず、国に医療財源確保を求める意見書が30都道府県から寄せられ、「広域化で構造的な課題は解決しない」（兵庫）などのように、広域化を根本から否定する意見も6都県から寄せられたとありました。

国保は、社会保障の一環として、全ての国民が安心して医療を受けられることを公的に保障し、国民皆保険制度の根幹をなすものです。よって、国の責任として、半分に削られた国庫負担金を元に戻されるとともに、サービスの低下や保険料の引き上げに直結する国保の広域化は行なわないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年3月 日
栗東市議会
議長 高野正勝

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣